

静岡県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30の規定に基づき告示する。

令和2年4月28日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
公益財団法人 復康会	沼津市中瀬町 17番11号	サポートセンター ひまり	三島市一番町 7番19号 高野ビル4階	令和2年4 月1日	地域移行支援	特定なし